

青森県報

第九百五十六号

令和七年
八月二十二日
(金曜日)

目 次

告 示

○物品等の競争入札参加資格……………(林 政 課) ……一
○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人 事 課) ……二
○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……三
○建設業者の許可の取消し……………(監 理 課) ……四

公 営 企 業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局) ……四
……………(情報管理課) ……四

正 誤

○令和七年七月二日定例公安委員会中……………(総務文書課) ……五

告 示

青森県告示第四百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定に基づき、県営林及び県民環境林の立木の売払いに係る契約を一般競争入札により締結する場合における一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資

格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

令和七年八月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格を有する者は、青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領(令和元年五月十三日制定。以下「要領」という。)に定めるところにより、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿(以下「林業経営者名簿」という。)に登録された林業経営者とする。

二 資格審査の申請の時期

林業経営者の登録の申請の時期は、随時とする。

三 資格審査の申請の方法

林業経営者の登録の申請は、要領第4に定めるところにより、青森県意欲と能力のある林業経営者登録申請書に同第2項に掲げる書類を添えて、申請者の住所又は主たる事務所の所在地が属する区域を所管する農林水産事務所(以下「所管農林水産事務所」という。)を経由して、農林水産部林政課に提出するものとする。

四 資格審査の結果の通知

林業経営者の登録の審査の結果は、要領第7に定めるところにより、書面で通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、要領第8第1項に定めるところにより、林業経営者名簿に登録された日から五年とする。

六 申請書の記載事項の変更届等

林業経営者の登録を受けた者は、要領第4第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、要領第9第1項又は第10第1項に定めるところにより、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿登録変更申請書又は青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の変更届出書に、変更の内容に応じた要領第4第2項各号に掲げる書類を添えて、所管農林水産事務所を経由して、農林水産部林政課に提出するものとする。

七 競争入札参加資格の更新手続

林業経営者の登録の更新を希望する者は、要領第8第2項に定めるところにより、三に定めるところに準じて更新の申請を行うものとする。

八 競争入札参加資格に関する文書の入手の方法

競争入札参加資格に関する文書は、次のホームページ又は配布場所において入手することができる。

1 ホームページ

「青森県意欲と能力のある林業経営者」の申請受付について

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nouin/rinsei/ryokutonouryoku_sinse

ikeetsuke.html

2 配布場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部林政課林業担い手・普及グループ

電話〇一七―七三四―九五〇九

青森県告示第四百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年八月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋本 喜一	猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協 同組合の地区	底建網漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇 川口 潔		

上北郡東北町旭北二丁目三一の一―一三 沼尾 栄一	小川原湖区域 小川原湖漁業 協同組合の地 区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う船びき網 漁業
上北郡東北町字船ヶ沢六三の四 浜田 良博		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
統合庶務システム機器等更新に係るシステム移行等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和七年七月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士電機ＩＴソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目一五の二二
- 六 契約金額
六千四百九十三万八千七百二十円
- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年八月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年八月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
工藤 淳	弘前市	弘前市	鬼沢	猿沢	302番 ほか1筆
有限会社 白熊	弘前市	弘前市	貝沢	沢辺	278番1 ほか2筆
小野 雅也	弘前市	弘前市	三世寺	色吉	241番
象潟 昭仁	弘前市	弘前市	富栄	山辺	60番1 ほか1筆
川村 正人	弘前市	弘前市	富栄	鳥羽	157番3
成田 正	弘前市	弘前市	兼平	富田	149番1
下山 三嘉	弘前市	弘前市	青女子	桜刈	722番3 ほか2筆

藤田 隆之	弘前市	弘前市	鬼沢	猿沢	22番22	
相馬 豊	弘前市	弘前市	大沢	稲元川原	1番6	
相馬 豊	弘前市	弘前市	大沢	稲元川原	1番7	
相馬 豊	弘前市	弘前市	大沢	稲元川原	1番1	
相馬 豊	弘前市	弘前市	大沢	稲元川原	1番5	
齋藤 絃美	弘前市	弘前市	一町田	富岡	769番	
齋藤 絃美	弘前市	弘前市	熊嶋	亀田	187番1	
櫻田 清春	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柏木堰	前田	67番1	ほか1筆
安田 英広	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	亀岡	松元	145番	
相坂 健志	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	林崎	沼田	69番2	ほか3筆
エフ・ベース株式会社	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	柏木堰	南亀田	84番	
工藤 大知	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	堂野前	宮下	107番1	ほか4筆
福地 剛	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	畑中	藤本	176番	ほか1筆
福地 剛	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	畑中	藤本	174番	ほか1筆
白戸 宏治	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村	堂野前	宮下	23番9	ほか1筆
川村 豊美	十和田市	十和田市	法量	上平	85番1	ほか2筆

川村 豊美	十和田市	十和田市	法量	上平	66番1筆	ほか8筆
千葉 勝雄	三沢市	三沢市	三沢	戸崎	101番1筆 116	ほか2筆
農事組合法人 山本牧場	三沢市	三沢市	三沢	浜代平	116番2筆 456	ほか2筆
農事組合法人 山本牧場	三沢市	三沢市	三沢	浜代平	116番2筆 325	ほか1筆
農事組合法人 山本牧場	三沢市	三沢市	三沢	浜代平	116番2筆 324	ほか4筆
根岸 金雄	三沢市	三沢市	三沢	猫又	106番7筆 4	
金測 盛一	上北郡六戸町	上北郡六戸町	大落瀬	根古橋	300番	ほか3筆

建設業者の許可の取消し

次のとおり建設業者の許可を取り消したので、公告する。

令和七年八月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 アカツキ塗装株式会社
- 二 代表者の氏名 一戸みゆき
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字漆川字浅井一一三の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第四〇〇四六七号
- 五 取消年月日 令和七年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月二十二日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 特定役務の名称及び数量 院内ネットワーク基盤再構築等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県病院局運営部情報管理課 青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日 令和七年七月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所 ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目七の二JPTタワー
- 六 契約金額 五億四千二百二十三万四千四百七十円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続 予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

令和七・七・二 第九三四号		発行年月日 番号
公安委員 会告示		区 分
六		ページ
下		段
十二	一	行
青森県公安委員会告示第〇〇号	青森県公安委員会告示第〇〇号	誤
青森県公安委員会告示第八十七号	青森県公安委員会告示第八十六号	正

総務文書課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭